

九十九里町電話 de 詐欺対策機器購入費補助金 よくある質問

◆申請について

Q 1	補助金申請は、一人につき 1 回限りですか？
A 1	年度に関係なく、1 世帯につき 1 回に限り受けることが出来ます。
Q 2	令和 7 年 4 月 1 日より前に、既に電話 de 詐欺対策機器を購入していたのですが、対象になりますか？
A 2	対象となりません。
Q 3	九十九里町に引っ越してきました。他市町に居住していたときに購入した電話 de 詐欺対策機器の補助金を申請したいと思っています。補助対象になりますか？
A 3	対象となりません。購入時と申請時ともに九十九里町に居住していることが条件になります。
Q 4	申請書に自署しましたので、押印は必要ありませんか？
A 4	必要ありません。直筆で署名いただければ、押印の必要はありません。
Q 5	町税等の未納確認の対象となるのは、何税ですか？
A 5	固定資産税、軽自動車税、町・県民税、国民健康保険税等です。

◆購入について

Q 6	インターネットや通信販売で購入した機器でも対象になりますか？
A 6	新品であることや購入した日付、購入金額、品名・品番などが分かる領収書等があれば大丈夫です。ただし、販売先は千葉県内に所在する店舗となります。 注) 個人間取引による購入は対象になりません。また、個人間取引を主に行う、フリーマーケットアプリ等での購入も対象になりません。 注) 送料は対象外です。電話 de 詐欺対策機器本体のみが対象です。

◆電話 de 詐欺対策機器について

Q 7	補助金の対象となる機器とはどのような機器ですか？
A 7	自動通話録音機能（相手方に警告音声を発する機能を有するものに限る。）または自動着信拒否機能付きの機器です。
Q 8	補助金の対象となる経費を詳しく教えてください。
A 8	申請日の属する年度に支払われた経費であって、千葉県内に所在する店舗が販売する電話 de 詐欺対策機器の購入費となります。ただし、機器の設置費、配送料等購入に伴う費用を除きます。

◆金額について

Q 9	電話 de 詐欺対策機器購入時にポイントを利用しました。補助の対象になりますか？
A 9	ポイント利用分を含めて購入金額を補助します。 ただし、補助金額の上限は 10,000 円です。

◆添付書類について

Q 10	インターネットで購入した電話 d e 詐欺対策機器の領収書が見当たりません。請求書、購入明細書、注文履歴、納品書で代用できますか？
A 10	代金の支払が完了したことを証する領収書やレシートで ①領収日 ②購入金額 ③購入店名 ④購入品目を確認しますのでそれらが確認できない書類では、代用できません。 インターネットでの購入で、クレジットカード支払の場合は、販売サイトの購入履歴等から領収書を出力できることがありますので、販売店にご確認ください。
Q 11	領収書を紛失してしまいました。
A 11	購入した店舗に領収書の再発行や販売証明書等の発行ができるか、ご相談ください。

◆申請後について

Q 12	申請をしてからどのくらいの期間で補助金を受け取ることができますか？
A 12	町で申請内容を審査し、不備が無ければ指定口座へ補助金を振り込みます。 時期によっては申請が集中することが想定されますので、振込みまで数ヶ月かかる場合があります。